

証券コード 7608
平成20年5月9日

株主のみなさまへ

大阪市中央区上町一丁目3番10号



代表取締役社長 久保敏志

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年5月23日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年5月24日（土曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール
(本年から会場を変更しておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第19期計算書類承認の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役4名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を割り当てる件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年3月1日から
平成20年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度の事業の状況は、当社の主力販売先であるアミューズメント施設では、少子化やガソリン価格高騰等の外部環境悪化により客足が鈍化したため、店舗閉鎖等のリストラを進めるところもあり、総じて厳しい環境となりました。

このような状況の中、アミューズメント業界向け販売部門におきましては、当事業年度の事業運営方針であった、チェーン店への販売強化を推進するため、OEMを含めた企画段階からの提案営業を強化しました。これにより、メーカー系オペレーターへの売上高は5億15百万円と前事業年度比38.4%増と好調に推移しました。また、商品面では前事業年度から好調であった「キューピーシリーズ」の新しいバージョンや、「タカアンドトシライオン」等の新キャラクターがヒット商品となりましたが、全体を押し上げるまでには至りませんでした。この結果、売上高は63億9百万円（前事業年度比4.4%減）となりました。

S P部門におきましては、出版業界を中心にクライアントを絞った営業活動を推進しました。これにより雑誌の付録等の受注が好調であり、これに食品会社や金融関係会社の販売促進商品の別注が加わり、売上高は10億5百万円（前事業年度比12.6%増）となりました。

この結果、売上高は73億15百万円（前事業年度比2.4%減）、経常利益は3億82百万円（前事業年度比32.4%減）となりました。なお、非上場会社の投資有価証券について評価損を92百万円、子会社である株式会社ナカヌキヤへの貸付金9億20百万円のうち回収可能性に懸念のある8億円を貸倒引当金に、また、その他の株式会社ナカヌキヤ支援に伴う損失予想額2億50百万円を関係会社支援損失引当金としてそれぞれ特別損失に計上したこと等により、当期純損失は9億32百万円（前事業年度は3億16百万円の当期純利益）となりました。

業態別売上高

(単位：百万円、%)

業 態		当事業年度 自平成19年3月1日 至平成20年2月29日		前事業年度 自平成18年3月1日 至平成19年2月28日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
オペ レー ター	メーカー系	515	7.1	372	5.0
	量販店系	621	8.5	633	8.5
	ショッピング センター系	768	10.5	788	10.5
	路面店	3,772	51.6	4,124	55.0
	遊園地等	69	0.9	59	0.8
ディストリビューター		561	7.7	620	8.3
S P 部 門		1,005	13.7	893	11.9
合 計		7,315	100.0	7,492	100.0

- ② 設備投資の状況
当事業年度における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度における重要な資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第15期 (平成16年3月期)	第16期 (平成17年3月期)	第17期 (平成18年2月期)	第18期 (平成19年2月期)	第19期 (当事業年度) (平成20年2月期)
売 上 高(百万円)	8,143	7,461	5,941	7,492	7,315
経 常 利 益(百万円)	934	714	304	564	382
当期純利益 (△純損失)(百万円)	381	384	183	316	△932
1株当たり当期純 利益 (△純損失)(円)	66.79	46.54	21.99	38.21	△112.22
総 資 産(百万円)	3,878	3,512	3,556	4,030	3,112
純 資 産(百万円)	2,438	2,711	2,877	3,039	1,955
1株当たり 純 資 産 額(円)	434.29	333.22	347.61	364.89	236.66

- (注) 1. 平成15年11月20日、平成16年5月20日および平成16年11月19日に期中分割を行いました。第15期および第16期の1株当たり当期純利益は分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第18期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サンエス	10百万円	100%	ファンシーグッズ の 卸 販 売

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケー・ディー・システム	40百万円	100%	電子玩具等の企画、販売
株式会社ナカヌキヤ	30百万円	100%	キャラクターグッズ・家電商品・コスメティック・インポートブランド商品等の小売販売

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の連結売上高は147億30百万円（前期比7.1%減）、連結経常利益は1億48百万円（前期比75.7%減）となりました。なお、株式会社ナカヌキヤの事業構造再編損失を特別損失に3億37百万円計上したこと等により、連結当期純損失は4億89百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社が展開しているキャラクター業界は、圧倒的にメジャーなキャラクターが少ない中、個性的だが小粒といったものが大半を占めており、定番キャラクターでさえ苦戦を強いられるという厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社が持続的に成長するためには、よりよい商品を企画販売し、利益を生み出すための基盤づくりを強化することが不可欠であると認識しております。お客さまのニーズを的確に把握し、当社の商品をご利用いただくための諸施策を推進することにより、増収増益に向けた基盤づくりを進めてまいります。また、お客さまにとって安全で安心していただける商品を提供していくことが最優先課題と認識し、社員一人ひとりが基本を常に遵守するとともに、特に商品企画部門は、工程管理・検品の精度を高め、教育・訓練の充実をすすめ、より高いレベルの品質管理の確立を図ります。さらに、事業を運営する過程において、地球環境に影響を与えていることを認識し、環境活動の取り組みを明確にするため、ISO14001認証取得企業として継続的な改善を進めるとともに、お客さまにも「環境にやさしい商品」を積極的に提供し環境保護に貢献いたします。

当事業年度は当期純損失を計上するという不本意な結果となり、株主のみなさまにはご心配とご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なくお詫び

申しあげます。新事業年度におきましては、競争力と収益力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成20年2月29日現在)

当社はキャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー、家庭雑貨、携帯電話向けアクセサリ等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所 (平成20年2月29日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区上町一丁目3番10号 エスケイジヤパンビル
東 京 営 業 所	東京都台東区蔵前四丁目33番7号 エスケイジヤパンビル
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区本陣通二丁目32番 H I K A R I ビル
福 岡 営 業 所	福岡市博多区吉塚二丁目16番11号 エスケイジヤパンビル

(7) 従業員の状況 (平成20年2月29日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
105名	6名増	30.5歳	5.1年

(注) 上記従業員数には、子会社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成20年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	22,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	20,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成20年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,381,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,359,103株
 (3) 株主数 3,244名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
久 保 敏 志	3,740千株	45.47%

(注) 出資比率は自己株式（132,808株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成20年2月29日現在）

- ① 平成16年6月17日開催の取締役会決議による第3回新株予約権
- ・新株予約権の数
730個（新株予約権1個につき110株）
 - ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 80,300株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 118,140円（1株当たり1,074円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年7月1日から平成20年3月31日まで
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役	150個	16,500株	3名
監 査 役	10	1,100	1

② 平成17年6月24日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

- ・新株予約権の数
780個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 78,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 77,100円（1株当たり771円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成21年3月31日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	100個	10,000株	3名
監査役	10	1,000	1

③ 平成19年6月6日開催の取締役会決議による第6回新株予約権

- ・新株予約権の数
927個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 92,700株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 57,800円（1株当たり578円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年6月1日から平成23年2月28日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	210個	21,000株	3名
監査役	10	1,000	1

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

平成19年6月6日開催の取締役会決議による第6回新株予約権

- ・新株予約権の数
927個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 92,700株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 57,800円（1株当たり578円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年6月1日から平成23年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
対象者は、新株予約権の行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。
取得事由、その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	689個	68,900株	91名
子会社の役員および使用人	18	1,800	2

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	久保敏志	株式会社ケー・ディー・システム 株式会社ナカヌキヤ 株式会社サンエス 代表取締役社長
常務取締役	八百博徳	商品担当
取締役	中村英記	営業担当
取締役	川上優	管理担当
監査役	西田昌弘	
監査役	菅生新	株式会社エグゼクティブ大阪 代表取締役

- (注) 1. 監査役菅生 新氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西田昌弘氏は、株式会社サンエスの監査役および株式会社ナカヌキヤの監査役を兼務しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

前回の第18期定時株主総会（平成19年5月22日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当および他の法人等の代表状況等	退 任 日
取 締 役	住 田 芳 明	—	平成19年8月31日

- (注) 取締役住田芳明氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	81,641千円
監 査 役	2	4,410
合 計	7	86,051

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼務の状況等

社外監査役菅生新氏は、株式会社エグゼクティブ大阪の代表取締役、株式会社エフアンドエムの社外監査役を兼務しております。

当社と株式会社エグゼクティブ大阪の間には重要な取引はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

社外監査役菅生 新氏は当期に開催した取締役会19回中15回、監査役会議6回中6回に出席し、取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行い、監査役会議においては監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

③ 不当な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 報酬等の総額

当事業年度において社外監査役1名に支払った報酬等の総額は、1,970千円であります。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め役員全員の周知徹底を図っていきます。
- ② 当社およびグループ各社は、全役員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
- ③ 法令および定款等に適合していることを認識するため、経営企画室長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
- ⑥ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。
- ② 経営および業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営環境、自然災害等、当社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会にお

いて定期的に討議することによりリスク低減に努めていきます。

- ② 各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- ③ 当社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処してまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催してまいります。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行ってまいります。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めてまいります。
- ③ 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職員の具体的業務活動を統括してまいります。
- ④ 取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めてまいります。

(5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社およびその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行ってまいります。

- ② 監査役およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
 - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
 - ② 取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
 - ② 内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,716,980	流動負債	818,221
現金及び預金	772,451	買掛金	538,555
受取手形	106,575	短期借入金	62,000
売掛金	642,062	未払金	65,994
商品	126,542	未払費用	25,273
前渡金	8,973	未払法人税等	75,216
前払費用	5,760	預り金	5,547
繰延税金資産	40,456	賞与引当金	28,571
その他	15,120	その他	17,063
貸倒引当金	△962	固定負債	338,038
固定資産	1,395,244	退職給付引当金	87,818
有形固定資産	479,309	関係会社支援損失引当金	250,000
建物	191,588	預り保証金	220
車両運搬具	4,037	負債合計	1,156,260
工具、器具及び備品	4,935	純資産の部	
土地	278,748	株主資本	1,946,911
無形固定資産	2,866	資本金	440,948
電話加入権	2,866	資本剰余金	471,887
投資その他の資産	913,069	資本準備金	471,887
投資有価証券	188,452	利益剰余金	1,084,963
関係会社株式	10,000	利益準備金	12,000
関係会社長期貸付金	1,115,000	その他利益剰余金	1,072,963
破産債権・更生債権等	1,905	別途積立金	1,700,000
長期前払費用	1,411	繰越利益剰余金	△627,036
保険積立金	316,799	自己株式	△50,888
繰延税金資産	223,127	評価・換算差額等	△93
その他	932	その他有価証券評価差額金	288
貸倒引当金	△944,559	繰延ヘッジ損益	△382
資産合計	3,112,225	新株予約権	9,147
		純資産合計	1,955,964
		負債純資産合計	3,112,225

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年3月1日から
平成20年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,315,132
売 上 原 価	5,454,308
売 上 総 利 益	1,860,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,483,419
営 業 利 益	377,403
営 業 外 収 益	49,142
営 業 外 費 用	44,476
経 常 利 益	382,069
特 別 利 益	38,341
保 険 満 期 返 戻 益	38,266
固 定 資 産 売 却 益	74
特 別 損 失	1,175,663
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	800,000
関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金 繰 入 額	250,000
投 資 有 価 証 券 評 価 損	92,270
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,999
そ の 他 特 別 損 失	3,393
税 引 前 当 期 純 損 失	755,252
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	196,804
法 人 税 等 調 整 額	△19,352
当 期 純 損 失	932,703

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から
平成20年2月29日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成19年2月28日 残高	436,438	467,398	467,398	12,000	1,700,000	422,286	2,134,286	△9,071	3,029,053	
事業年度中の変動額										
新株の発行	4,510	4,488	4,488						8,998	
剰余金の配当						△116,619	△116,619		△116,619	
当期純損失						△932,703	△932,703		△932,703	
自己株式の取得								△41,817	△41,817	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	4,510	4,488	4,488	—	—	△1,049,323	△1,049,323	△41,817	△1,082,141	
平成20年2月29日 残高	440,948	471,887	471,887	12,000	1,700,000	△627,036	1,084,963	△50,888	1,946,911	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年2月28日 残高	7,264	—	7,264	3,150	3,039,467
事業年度中の変動額					
新株の発行					8,998
剰余金の配当					△116,619
当期純損失					△932,703
自己株式の取得					△41,817
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△6,975	△382	△7,357	5,997	△1,360
事業年度中の変動額合計	△6,975	△382	△7,357	5,997	△1,083,502
平成20年2月29日 残高	288	△382	△93	9,147	1,955,964

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差益は純資産の部に、評価差損は当期損失に計上する部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

③ デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

④ 棚卸資産の評価基準および評価方法

・商品

総平均法（月次）による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 13～50年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～10年

（減価償却方法の変更）

当事業年度から、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に従い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法と同一の基準に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

- 回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務（責任準備金）および年金資産に基づき、当事業年度の末日において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 関係会社支援損失引当金 債務超過関係会社の支援に係る損失に備えるため、損失負担が見込まれる金額を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…商品輸入による外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 将来の為替変動リスク回避のために行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性を評価しております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	110,129千円
土地	190,720千円
計	300,849千円

上記の物件は、短期借入金62,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 236,870千円

(3) 偶発債務		
次の関係会社の仕入債務について債務保証を行っております。		
株式会社ナカヌキヤ		12,110千円
(4) 子会社に対する貸付枠および当事業年度末実行残高は次のとおりであります。		
当座貸越極度額の総額		1,950,000千円
貸出実行高		1,115,000千円
差引額		835,000千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 受取利息	15,038千円
② 受取家賃	2,274千円
③ 業務受託収入	5,142千円
(2) 固定資産売却益の内訳	
車両運搬具	74千円
(3) 固定資産売却損の内訳	
① 車両運搬具	700千円
② 工具、器具及び備品	148千円
(4) 固定資産除却損の内訳	
工具、器具及び備品	27千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,337千株	21千株	一千株	8,359千株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,575株	116,233株	一株	132,808株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加933株と、自社株買付けによる増加115,300株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成19年5月22日開催の第18期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 66,569千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成19年2月28日
- ・効力発生日 平成19年5月23日

ロ. 平成19年10月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 50,050千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成19年8月31日
- ・効力発生日 平成19年11月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの平成20年5月24日開催予定の第19期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 49,357千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成20年2月29日
- ・効力発生日 平成20年5月26日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	新株予約権の残高
平成16年7月7日	普通株式	80,300	730個
平成17年7月7日	普通株式	78,000	780個
平成18年6月6日	普通株式	66,000	660個
平成19年6月6日	普通株式	92,700	927個

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	11,610千円
商品評価損	15,222千円
未払事業税	6,037千円
その他	7,585千円
繰延税金資産合計	40,456千円

繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	383,698 千円
関係会社支援損失引当金	101,594 千円
退職給付引当金	35,687 千円
投資有価証券評価損	52,217 千円
減損損失	95,450 千円
その他	43,746 千円
繰延税金資産小計	712,395 千円
評価性引当額	△489,070 千円
繰延税金資産合計	223,324 千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	197 千円
繰延税金負債合計	197 千円
繰延税金資産（固定）の純額	223,127 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6 %
（調整）	
評価性引当額	△63.1 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.4 %
住民税均等割等	△0.2 %
その他	△0.4 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.5 %

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	29,365千円	16,654千円	－千円	12,710千円
無形固定資産 (ソフトウェア)	84,130	51,665	－	32,464
合計	113,495	68,319	－	45,175

- | | |
|---------------------------|----------|
| (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額 | |
| 1年内 | 23,172千円 |
| 1年超 | 23,730千円 |
| 合計 | 46,902千円 |
| リース資産減損勘定の残高 | －千円 |
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失
- | | |
|---------------|----------|
| 支払リース料 | 24,316千円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | －千円 |
| 減価償却費相当額 | 22,771千円 |
| 支払利息相当額 | 1,535千円 |
| 減損損失 | －千円 |
- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 236円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益(△純損失) | △112円22銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。さらに、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年4月2日

株式会社エスケイジャパン

監 査 役 西 田 昌 弘 ㊞

監 査 役 菅 生 新 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第19期計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（15頁から23頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

取締役会といたしましては、本議案内容を適法かつ適正と判断しております。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は49,357,770円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年5月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 700,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその金額

別途積立金 700,000,000円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第19期（平成20年2月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会および会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、定款の一部変更と、第29条（常勤の監査役）、第30条（監査役会の招集手続）、第32条（会計監査人の選任）、第33条（会計監査人の任期）を新設するものであります。
- (2) 社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条の定める社外監査役の責任免除制度に基づき、定款に第31条（社外監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
- (3) 会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条の定める会計監査人の責任免除制度に基づき、定款に第34条（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数等につきまして変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の招集手続)</u> 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3 日前までに発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
(新 設)	<u>(社外監査役の責任免除)</u> 第31条 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間 に、任務を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約 に基づく責任の限度額は、法令の 定める最低責任限度額とする。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第32条 会計監査人は、株主総会の決議に よって選任される。
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第33条 1. 会計監査人の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株 主総会において別段の決議がなさ れなかったときは、当該定時株主 総会において再任されたものとみ なす。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第29条 〽 第32条</p> <p style="text-align: center;">(条文の省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の <u>規定により、会計監査人との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第35条 〽 (現行定款第29条～第32条のとおり) 第38条</p>

第4号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	久保敏志 (昭和36年6月9日生)	平成元年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成4年12月 サムシング株式会社設立 取締役 平成5年9月 株式会社サンエス設立 代表取締役社長(現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役 平成18年3月 株式会社ナカヌキヤ 代表取締役社長(現任) 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長 (現任)	3,740,436 株
2	八百博徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役商品担当 (現任) 平成5年9月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム常務取締役(現任)	142,743 株
3	中村英記 (昭和36年9月1日生)	平成5年5月 当社入社 平成6年11月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成7年6月 当社取締役営業担当 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム取締役(現任)	82,221 株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	川 上 優 (昭和34年4月24日生)	平成8年3月 当社入社管理部長 平成11年6月 当社取締役管理担当 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・ システム監査役(現任) 平成16年6月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ代表 取締役 平成17年7月 株式会社ナカヌキヤ取締 役(現任)	16,106 株

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役西田昌弘および菅生 新の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制強化のため1名増員し監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	西田昌弘 (昭和10年1月20日生)	平成8年12月 当社入社相談役 平成10年6月 当社監査役(現任) 平成14年4月 株式会社サンエス監査役(現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ監査役(現任)	17,206株
2	菅生 新 (昭和34年8月8日生)	平成5年11月 株式会社エグゼクティブ大阪設立 代表取締役(現任) 平成13年6月 株式会社エフアンドエム監査役(現任) 平成14年6月 当社監査役(現任)	886株
3	出原 敏 (昭和23年4月19日生)	昭和47年4月 野村証券株式会社入社 平成4年6月 同社大阪支店公開引受部次長 平成20年4月 同社退職	—株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容
- ①菅生 新氏および出原 敏氏は、社外監査役候補者であります。
- ②菅生 新氏につきましては、経営コンサルタントという立場から、取締役の職務執行全般に関して幅広い意見とアドバイスを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時までで6年であります。
- ③出原 敏氏につきましては、長年にわたる金融機関での経験と知見を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ④両氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- ⑤両氏は過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第19期（平成20年2月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、会計監査人として監査法人トーマツの選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	監査法人トーマツ	
事 務 所	主たる事務所 その他の事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル (国内)札幌、仙台、盛岡、新潟、北関東、千葉、横浜、長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外)Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿 革	昭和43年5月 平成2年2月	設立 監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加
概 要	出資金 監査関与会社数 構成人員 社員(公認会計士) 参与 職員 (公認会計士) (会計士補) (その他専門職員) (事務職員) 合計	2,076百万円 (平成19年9月末日現在) 4,114社 (平成19年9月末日現在) 516名 23名 1,500名 977名 1,849名 451名 5,316名 (平成19年12月末日現在)

第7号議案 ストック・オプションとして新株予約権を割り当てる件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役および監査役に対する発行については、会社法第361条第1項および第387条第1項の報酬等の付与に関する議案を兼ねる趣旨であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

なお、第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決されますと、対象者となりうる取締役の員数は4名、監査役の員数は3名となります。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。そのうち取締役へ割り当てる個数は370個、監査役へ割り当てる個数は30個を上限とし、その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた「年額2億円以内」、監査役の報酬額は、同日開催の臨時株主

総会においてご承認いただいた「年額2千万円以内」とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、2.(2)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権の割当てを受けたものは、新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に2.(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権付社債の権利行使に伴う株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成22年6月1日から平成24年2月29日までの間で取締役会で別途定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を喪失した場合は新株予約権を行使することができない。ただし、対象の取締役、監査役、従業員が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した後、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の相続はできないものとする。
- ③新株予約権の質入れは認めないものとする。
- ④その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について株主総会で承認され、取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、2.(10)①記載の資本金等増加限度額から2.(10)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以 上